

協議第 27 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 17 年 1 月 12 日提出

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会
会 長 中 村 功 一

記

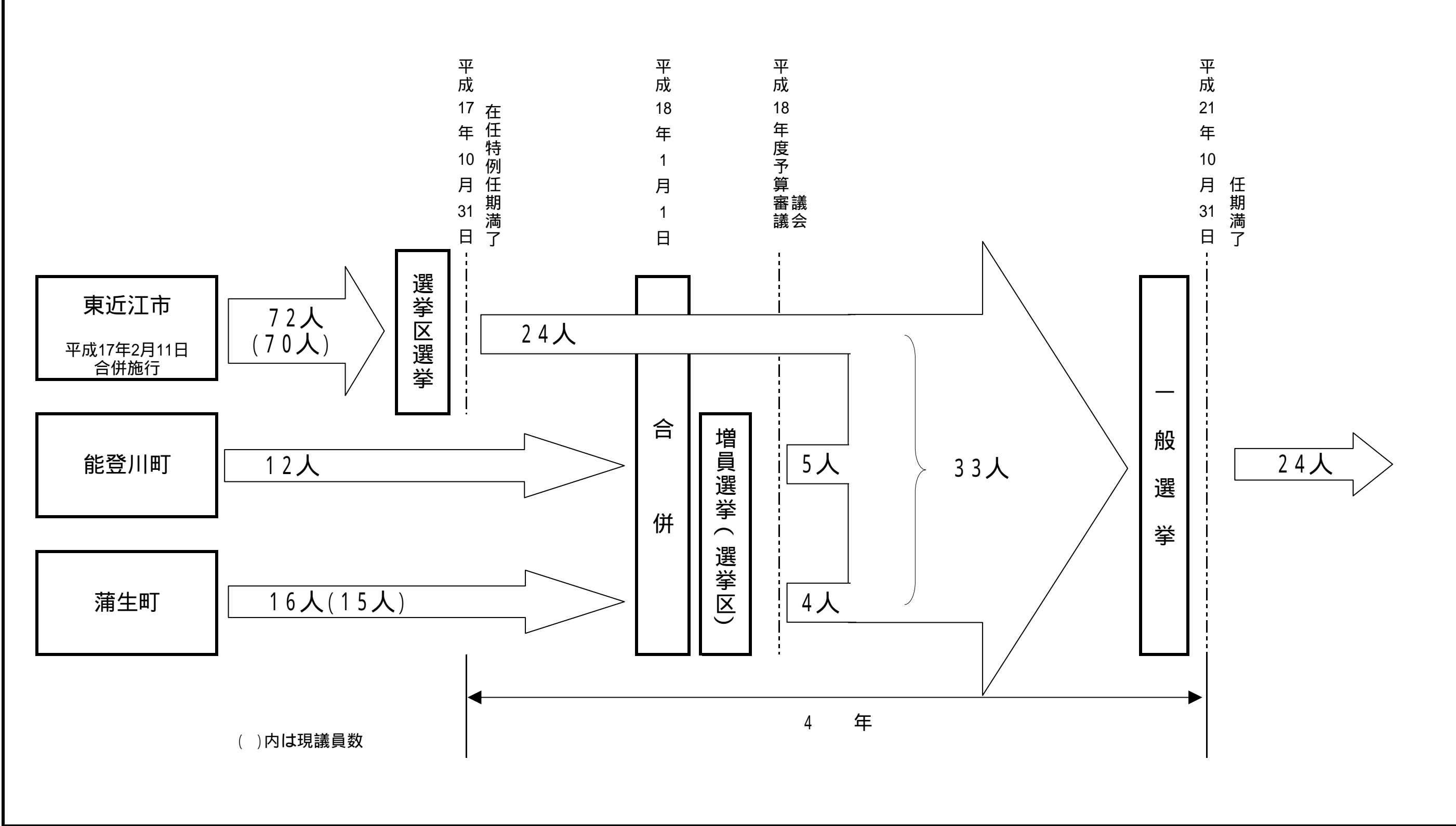
1. 東近江市の議会の議員の定数については、地方自治法第 91 条第 5 項の規定に基づき、合併後最初に行われる選挙に限り 9 人を増員するものとする。
2. 合併後最初に行われる選挙に限り、能登川町及び蒲生町区域に選挙区を設け、増員選挙を実施する。

各選挙区における定数は、次のとおりとする。

能登川 選挙区	5 人
蒲 生 選挙区	4 人

協 定 項 目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	協 定 項 目	5
---------	------------------	---------	---

議会議員の定数及び任期



協 定 項 目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	協 定 項 目	5
---------	------------------	---------	---

東 近 江 市 の 現 況	能 登 川 町	蒲 生 町
---------------	---------	-------

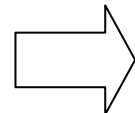
定 数

在任特例期間

72人 (70人)

- 八日市市 20人
- 永源寺町 12人
- 五個荘町 14人 (12人)
- 愛東町 12人
- 湖東町 14人

()は、現議員数



在任特例期間終了後

24人

選 挙 区	定 数
旧八日市市	10人
旧永源寺町	3人
旧五個荘町	4人
旧愛東町	3人
旧湖東町	4人

任 期

在任特例期間

平成17年 2月11日から
平成17年10月31日まで

在任特例期間終了後

平成17年11月 1日から
平成21年10月31日まで

定 数

12人

任 期

平成16年10月24日から
平成20年10月23日まで

定 数

16人 (15人)

()は、現議員数

任 期

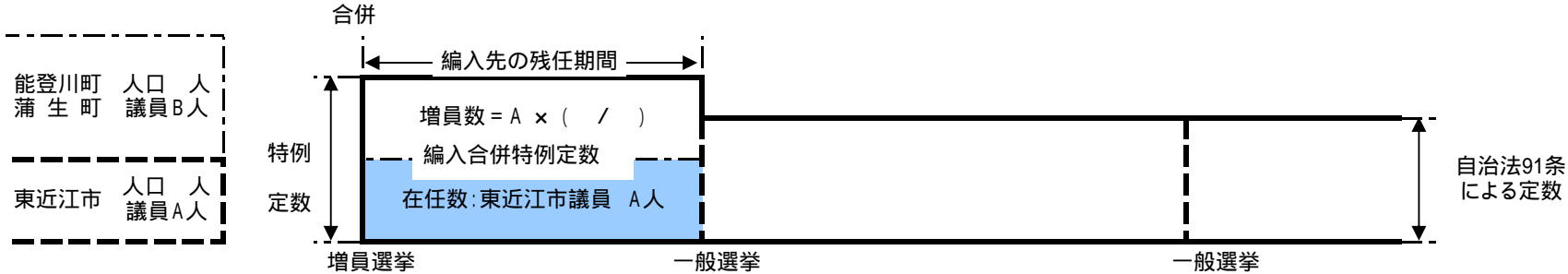
平成14年 4月20日から
平成18年 4月19日まで

協定項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	協定項目	5
議会議員の定数、任期に関する法律			
区分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例を適用する場合	在任に関する特例を適用する場合
1. 定数	<p>地方自治法第91条 (市町村議会の議員の定数)</p> <p>市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。 (6)人口5万以上10万未満の市 30人 (7)人口10万以上20万未満の市 34人 (一部省略)</p> <p>5 第7条第1項又は第3項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。(一部省略) 参考:第7条第1項 …市町村の廃置分合</p>	<p>合併特例法第6条 (議会の議員の定数に関する特例)</p> <p>2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、合併関係市町村の協議により、編入をする市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、編入されることとなる市町村の人口を編入をする市町村の人口で除して得た数を編入をする市町村の議会の議員の定数に乗じて得た数の合計数を旧定数に加えた数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。 (一部省略)</p> <p>3 前項の場合においては、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。(一部省略)</p>	<p>合併特例法第7条第1項 (議会の議員の在任に関する特例)</p> <p>第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。(一部省略)</p> <p>2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間</p>
2. 選挙期日	選挙管理委員会が、公選法に基づく議会議員増員の通知を受領した日から50日以内(公選法第34条第4項・第111条第3項・第113条第2項)	同 左	選挙を行わない。
3. 選挙すべき議員の数	関係市町村が協議し、東近江市議会の議決を経て定めた定数	法定計算数 能登川町7人 蒲生町4人	
4. 任期	東近江市議会の議員の残任期間(公選法第260条第2項)	東近江市議会の議員の残任期間	東近江市議会の議員の残任期間
5. その他	<p>公職選挙法第15条第6項 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。</p>		

協 定 項 目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	協 定 項 目	5
---------	------------------	---------	---

議員の定数特例・在任特例

1. [定数に関する特例を適用する場合(合併特例法第6条)]
 増員選挙において、編入された旧市町の区域で選挙区を設けて増員することができる。



編入合併特例定数の増員数(端数は四捨五入、1未満は1とする。)

	増員数	=	編入する市町村の旧定数(A)	×	(編入される市町村の人口() ÷ 編入する市町村の人口())
能登川町	7人	=	24人	×	(22,705人 ÷ 77,362人)
蒲生町	4人	=	24人	×	(14,328人 ÷ 77,362人)

2. [在任特例(合併特例法第7条1項)]
 編入された旧市町村の議員は、編入先の市町村の最初の選挙までその議員となることができる。

